

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

氏名 高嶺清掃株式会社

代表取締役 阪田 通泰

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第58条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和7年3月27日

荒川区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一



記

- | | | |
|---|--------------|-----------------------------|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電 |
| 2 | 事業の区分 | 収集・運搬（保管・積替えを除く。） |
| 3 | 運搬先 | 区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所 |
| 4 | 作業場所 | 荒川区の区域内 |
| 5 | 許可期間 | 令和7年4月1日 から
令和9年3月31日 まで |
| 6 | 許可の条件 | |

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、荒川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この許可については、この許可証を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、荒川区を被告として（訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この許可証を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。